

令和5年度第10回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年1月12日(金)			
招集場所	日南町役場 防災会議室			
開会時間	13時30分	閉会時間	15時51分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	9 番	福 田 英 夫
	4 番	嶋 川 克 寿	10番	梅 林 操
	5 番	大 塚 清 子		
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	8 番	糸 田 川 啓		
議事録署名委員	6 番	塩 見 真 由 美	7 番	足 立 進 也
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	議案の訂正について(10月総会 議案第3号)
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第4号	令和5年度実績 賃借料状況一覧について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	農地利用意向調査の実施について
7. そ の 他	

8. 閉	会	
------	---	--

開	会	高橋事務局長	令和5年度第10回 日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨	拶	議長	<p>皆さんこんにちは。本来ですと新年おめでとうございます。とご挨拶申し上げますところですが、ご承知の通り元旦早々石川県能登地方を中心に大地震が発生いたしました。数年前より群発的にこの地域に地震が発生していましたが、震度7ということで、平成11年に発生した鳥取県西部地震と同程度の震度の地震が発生いたしました。被害状況は鳥取県西部地震より数段大きく、亡くなられた人や安否確認の取れない人も多数出ています。被災されました皆様にお見舞い申し上げ、お亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈りいたします。また、1月2日には羽田航空機事故と新年早々ビックリするようなことばかりです。</p> <p>さて、令和6年度は、いよいよ農業委員会にとりまして、地域計画策定の年であります。1月15日进行かわきりに、各地域振興センターに出向き地域説明会を開催する運びとなっております。地域からは人が減っていますし、農業者の高齢化も進んでいます。耕作が見込めない農地もたくさんあります。まずは調整がついた農地を計画対象として地域計画を立て、徐々に完成図に作り上げていきたいと思ひます。地域計画は地域農業の将来を考へる指針と考へます。まず初段階は現在の認定農業者・各地域の法人の集積や現耕作者を地域計画として地図に表し、その後意向調査に基づき地域計画としていきたいと思ひます。</p> <p>初年度は農地の70～80%の地域計画予定で良しと考へます。その後、少しずつ計画をまとめ上げればよいと思ひます。当初より100%の地域計画は考へていません。現段階でも700ha近い配分計画ができていますので、少しずつまとめ上げたいと思ひますので、ご協力お願いいたします。以上を申し上げ、令和5年度第10回 日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
		高橋事務局長	本日の欠席の委員の方の報告をいたします。糸田川農業委員より欠席届が提出されております。よろしくお願ひいたします。
議事録署名	委員選任	議長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、6番塩見農業委員、7番足立農業委員を指名した。
報告第1号		議長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 議案の訂正について事務局お願ひします。
		主事	報告第1号 議案の訂正についてです。10月総会に出させていただきます、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案に誤りがありましたので訂正いたします。資料1頁の表の転用目的のところに売買額ですが、◇◇◇万円と記載しておりましたが、◇◇◇万円の誤りですので、訂正をお願いいたします。以上です。

	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですが、私から事務局に一言申し上げたいと思います。今回の案件は農地部会での事前協議もありましたが、大変高額との意見もありました。このような間違いが今後あってはいけませんので、複数人で議案の確認をお願いいたします。次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。資料3頁からです。本日は2件の合意解約の届出がありました。</p> <p>番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計16筆、面積合計が7,944㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の□□□株式会社、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年の契約ですが、相対から鳥取県農業農村担い手育成機構を通じた契約に変更されます。</p> <p>番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、合計8筆、面積合計が10,275㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇さん、令和3年4月1日から令和8年12月31日の5年9ヶ月ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて〇〇〇さんが耕作予定です。以上です。</p>
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
報告第3号	議 長	報告第3号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 事	<p>報告第3号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。資料5ページからです。本日は軽微な変更の届出が4件ありました。</p> <p>番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計2筆、面積合計が6,046㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△の株式会社□□□、相続人代表による貸付人の変更で〇〇〇 相続人代表 〇〇〇さんとなります。契約内容についての変更はありません。地番については基盤整備の仮地番となります。</p> <p>番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、合計2筆、面積合計が6,305㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△の一般社団法人□□□、賃料の変更で、全体◇◇◇円から全体◇◇◇円に変更されます。契約期間については変更ありません。</p> <p>番号3、農地の所在地が△△×××番地の他、合計5筆、面積合計が5,933㎡、貸付人が△△府の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△の農事組合法人□□□、相続人代表による貸付人の変更で、〇〇〇 相続人代表 〇〇〇さんとなります。契約内容についての変更はありません。</p> <p>番号4、農地の所在地が△△×××番地の他、合計15筆、面積合計が12,681㎡、貸付人が〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△の農事組合法人□□□、相続による貸付人の変更で、〇〇〇さんに変更になりました。契</p>

		約内容についての変更はありません。以上です。
	議 長	報告第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。 (倉光農地利用最適化推進員挙手) 倉光推進委員。
	倉光推進委員	番号 2 の〇〇〇さんと一般社団法人〇〇〇との契約ですが、賃料が◇◇◇円から 10 分の 1 の◇◇◇円になったということですが、間違いではありませんか。
	主 事	契約は 2 筆ですが、これまで、この契約に含まれない農地も含めて管理をされておられたそうです。今回この契約の部分だけの賃料の変更をされるということです。
	議 長	報告第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
報告第 4 号	議 長	報告第 4 号 令和 5 年度実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。
	主 事	報告第 4 号 令和 5 年度実績 賃借料状況一覧についてです。資料 7 頁です。令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに契約された賃貸借における賃借料の各地域の水準について農地法第 5 2 条の規定に基づき、賃借料の決定の参考として提供するものです。 詳細についてですが、各地区の平均、最高、最低を水田 10 a 当たりの賃借料として計算しております。 日南町全体の平均 5,178 円、最高 20,094 円、最低 1,177 円、全データ 203 件のうち 45 件は使用貸借権による契約です。 公表方法として、ホームページに掲載、令和 6 年 3 月発行予定の農業委員会だより (いなほ 84 号) に掲載予定です。 あくまで情報提供となりますので、契約にあたっては十分協議した上で締結してほしい旨の注意分を添える予定です。また、物納については 1 袋あたり 6,400 円で算出しております。データ数は賃借の件数であり、筆数ではありません。以上です。
	議 長	報告第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請についてです。資料 9 頁です。本日は 3 件の非農地申請があります。 申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 7 筆、面積合計が 1,493 m ² 、所有者が△△市の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず今後も活用の予定はないとのことです。 申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 3 筆、面積合計が 842 m ² 、所有者が△△の〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず今後も活用の予定はないとのことです。 申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 2 筆、面積合計が

	<p>747 m²、所有者が△△〇〇〇さん、非農地の事由として 20 年以上耕作しておらず今後も活用の予定はないとのことです。</p> <p>11 頁から町内位置図、申請番号順に中間図、現地写真をつけておりますので、ご確認お願いいたします。12 月の農地部会で事前協議をさせていただいております。以上です。</p>
議長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありますか。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
木山農業委員	<p>現地の状況を△△地区の委員の皆さんに確認していただいておりますが、年数が 20 年以上、もしくはそれ以上と思われる木も生えておりますし、農地として管理できるような状況ではないと判断しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>この 2 条の申請について現地の状況もあると思いますが、非農地の事由の中に毎回 20 年という数字が出てきますが、この 20 年という数字の重みというのは何かあるのでしょうか。事務的に 20 年としているのか。それとももう、現地確認しても農地として管理できないんじゃないかという 20 年なのか。地目変更する場合の 20 年という数字について根拠があるのか。</p>
主事	<p>非農地の事由についてですが、非農地許可するにあたり、県からの指針がございまして、20 年以上耕作していないということがあります。それぞれ、30 年、50 年といういろいろなケースがあると思います。ただ、申請時に 20 年以上経過していますかという確認をさせていただいております。であれば 20 年以上と記入していただければ大丈夫ですということをお話ししています。</p>
議長	<p>その他、ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(難波農地利用最適化推進委員挙手) 難波推進委員。</p>
難波推進委員	<p>もし、20 年未満、15 年から 16 年とはっきりわかっているならば、非農地にはならないのか。</p>
主事	<p>現地確認をして、農地として利用できるかどうかというところも判断の一つです。10 年程度しか経過していない状態でも木が大きく育っていて耕起も難しいケースもあると思います。そういった場合は非農地として判断するのが、妥当ではないかというところですか。</p>
難波推進委員	<p>では 15、6 年未満で非農地の申請があった場合、現地確認で農地として利用できそうだとということになれば非農地許可が下りないということですね。では現状を確認した上での判断ということでもいいですか。</p>
丸山推進委員	<p>実際には 10 年放置していたら、現況で農地といえない状況になるケースは多々あると思います。その時に県の指針の 20 年を経過していないと非農地許可が下りないということなのか。ヤナギやネムの木はすぐ大きくなって、現況農地でないということが分かっている場合の相談に対して、20 年という問題があるのか確認したかった。</p>

	高橋事務局長	<p>非農地の事由の20年という解釈ですが、自分も不勉強ですが、20年の根拠については法律に伴う時効の期限の一つの目安が20年というふうに伺っております。例えば農地であれば、本来農業として使うべき農地に木を植えられたり、建物を建てたり、農地として利用できないものとなったときは農地法上、規制がかかってくると思っております。目安としての20年という解釈です。農地としての活用がなされていないということで、総会で審議していただいておりますが、意味がないようなところであります。他の自治体では委員会で審議せず、現地確認で非農地にされるケースもあると伺っておりますが、日南町におきましては大切な農地であるということで農業委員会の場で現実をしっかりと見ていただいて状況をお知らせしているということがこれまでの流れだと思っております。以上です。</p>
	議長	<p>その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。個別に採決を行います。申請番号1について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号1は承認された。</p>
	議長	<p>申請番号2について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号2は承認された。</p>
	議長	<p>申請番号3について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号3は承認された。</p>
議案第2号	議長	<p>議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。資料29頁からです。令和5年度において町長より意見照会がありましたので意見を求めるところです。</p> <p>資料30頁に利用集積等促進計画案の総括表をつけております。賃借権の利用権設定が合計93,251㎡、使用貸借権の利用権設定が合計723㎡、1月の合計が93,974㎡となります。機構を通じた新規契約が14件、そのうち10件が相対からの更新です。機構を通じた再設定の契約が2件です。</p> <p>資料31頁にこれまでの実績集計表をつけております。利用権設定の渡し人が16人、83筆、面積合計が93,974㎡、受け人が11人、筆数と面積は同数で配分率100%です。</p> <p>契約の詳細について32頁からです。申請番号1、農地の所在地が△△××番地の他、合計6筆、面積合計が7,649㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて株式会社□□□、水田の利用で水張反当◇◇◇kgの物納、令和6年3月1日から令和14年3月31日までの8年1ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△××番地の他、合計8筆、面積合計が10,275㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が機構を通じて△△の〇〇</p>

		<p>○さん、水田の利用で水張反当◇◇◇円、令和6年4月1日から令和9年12月31日までの3年9ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号3、農地の所在地が△△×××番地の他、合計16筆、面積合計が7,944㎡、貸付人が△△の○○○さん、借受人が機構を通じて△△の□□株式会社、水田の利用で水張反当○○○円、令和6年4月1日から令和17年3月31日までの11年の契約です。</p> <p>申請番号4、農地の所在地が△△×××番地の他、合計2筆、面積合計が1,481㎡、貸付人が△△の○○○さん、借受人が機構を通じて農事組合法人□□□、水田の利用で水張反当◇◇◇円、令和6年3月1日から令和12年2月28日までの6年の契約です。</p> <p>申請番号5から14までが機構を通じて新規の契約ですが、相対からの再設定の契約となりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>申請番号15、16が機構を通じた再設定の契約となりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>39頁から借受けられる農業者の農業経営状況をつけておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
協議第1号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第1号 農地利用意向調査の実施について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第1号 農地利用意向調査の実施についてです。資料55頁と本日配布しております、クリアファイルに入った資料をご覧ください。今年度の農地パトロールの結果について大変遅くなりましたが、集計ができました。これを踏まえて農地法第32条に基づいて農地利用意向調査を行います。該当の農地所有者への聞き取り調査をお願いします。聞き取り調査の用紙は農業委員の皆さんへお配りしておりますので、各担当地区で分担をお願いいたします。</p> <p>調査対象は再生困難な農地または1号遊休農地と判断された農地と記載しておりますが、再生困難な農地のうち、農用地または圃場整備された農地となりますので、修正をお願いします。また、1号遊休農地の黄色と緑色の区分になっているところ、低利用と判断された農地を調査対象としております。低利用については自己管理のみ、著しく利用が低い状態の農地です。ですので、調査対象はこの3種類の農地ということでピックアップさせていただいております。配布資料についてですが、①意向確認用紙、②農地位置図、③中間管理事業のパンフレット④調査集計表、⑤地域農地地図ですが、②、③については間に合っておりませんので、後日お配りいたします。④調査集計シートは各地域のものをお配りしております。①意向確認用紙については各地域で振り分けていただき、調査をお願いいたします。意向確認が終わりましたら、集計表と意向確認用紙を提出いただけたらと思</p>

	<p>ます。</p> <p>提出期限として、3月総会の開催日3月11日ごろとさせていただきます。</p> <p>注意事項として、配布資料には個人情報に記載してありますので、取り扱いには十分ご注意くださいと思います。</p> <p>地図と中間管理事業のパンフレットについては後日郵送いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、今回の農地パトロール結果についてですが、今回山の中にある農地として残っている部分がたくさんあり、かなりの数量となっております。そういったところは非農地通知を予定していきたいというところになります。以上です。</p>
議 長	<p>協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光推進委員。</p>
倉光農 業委員	<p>耕作者、所有者もですが、既に死亡している方は調査をする中で直していかないといけませんよね。</p>
主 事	<p>耕作者、所有者については台帳の情報です。登記がされていない場合は数代前のお名前のままという方もおられます。実際に現在管理しておられるのが誰なのかというところを調べながらということもあると思います。わかる範囲で位置図に所有者を記載していきたいと思っております。</p> <p>現在の所有者に今後の管理について確認ができれば大丈夫です。</p>
倉光推 進委員	<p>所有者はわかりますが、耕作者が既に亡くなられている方も結構あります。また、所有者が日南町から転出されている場合もあると思います。</p>
主 事	<p>所有者への聞き取りが困難な場合については事務局で対応させていただきます。地域におられる方の聞き取りをお願いします。</p>
福田職 務代理	<p>調査シートのどれに当てはまるのかを確認するだけでいいということですか。</p>
主 事	<p>貸付先が決まっている場合についてはご記入いただきたいと思います。また、自分で貸付先を探されている場合も貸借契約の書類を作ったりできますので、ご記入をお願いします。</p>
福田職 務代理	<p>機構に預けるという項目もありますが、自分で耕作できないし、管理してもらっても探せない場合機構に預けることができるということですが、機構に預けるとなっても受け手が見つからないかもしれない可能性もあります。そのことについても説明をしないといけないということですね。</p>
主 事	<p>機構に預けるという意向でも受け手がおられないという可能性はあります。ただ、ご本人の意向としては自分で耕作したり、自分で探すことも難しいので、機構に預けて、誰か耕作していただきたいという場合です。</p> <p>調査シートはご家族さんの代筆でも構いませんが、現在管理されておられる方のお名前と住所は自筆いただきたいと思います。</p> <p>調査シートは皆さんに配布しておりますが、意向確認用紙は1枚ずつ準備しておりますので、各地区の担当で振り分けをお願いしたいと思います。</p>

	足立福農業委員	質問いいですか。赤色の農地が多いですが、非農地候補として記載してある農地については4つの項目のどれに当てはまるのか。
	主 事	<p>その場合は4番のその他になると考えております。基盤整備されているところが赤色になっている場合は農用地と判定されており、調査対象に挙がっています。</p> <p>所有者が不明の場合、住民課で納税の記録から管理している方を探索していきたいと考えております。</p>
	議 長	随時事務局へ問い合わせ作業をお願いします。次に移ります。
協議第2号	議 長	協議第2号 追加があるようですので、事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>協議第2号 標準農作業賃金について追加説明させていただきます。本日配布資料の標準農作業賃金の資料をご覧ください。A4横の資料で近隣市町村との比較情報と、A3横の日南町標準農作業賃金単価の推移の資料です。</p> <p>現在農作業賃金については令和6年度4月からの単価について農政部会で協議中ですが現状の状況についてお伝えしたいと思います。</p> <p>令和5年度につきましては農作業と草刈作業について、わずかながら賃金を上げております。過去これまでは令和2年に上げておりますが、これは消費税の影響によるものです。大きな賃金の変更については、平成26年に単価を大きく変更しておりますが、ここ10年近く、あまり大きな数字の変化はないということでご承知いただければと思っております。</p> <p>9月総会におきましても、秋作業の単価について、据え置きということで、ご承認いただきました。</p> <p>令和6年度につきましては、昨今の情勢を踏まえ、賃金の値上げをするべきというご意見等もいただいておりますので、基本的には全般的に値上げを行う方向で調整、検討しております。</p> <p>町内の担い手、経営体等現在聞き取りをさせていただいておりますが、既に一部の経営体については独自の単価で算出しておられるところもあります。また、農業委員会で定めさせていただいた単価を守っていただいている経営体もいらっしゃいます。</p> <p>近隣自治体の状況を聞きますと、概ね1割または2割前後のアップをされておられるようです。そのあたりも加味しながら、本町におきましても農作業賃金の値上げをせざるを得ないと考えております。ですが、あまり過度に上昇しますと、経営体側の負担も大きくなりますし、小作の賃貸借契約でなく、作業受託のほうにウェートを置かれるということもなりかねませんので、賃金の上げ幅についてはある程度段階的に値上げすることも検討し、3月の総会に単価案をお示ししたいと思っておりますので、協議していただきたいと考えております。現状の報告ですが、委員の皆様からのご意見がありましたら、よろしくお願いします。以上です。</p>
	議 長	協議第2号についてご質問、ご意見がございますか。

		(9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。
	福田職務代理	農作業賃金の値上げの方向でお願いしたいと思っておりますが、現在、米の価格がどんどん上がっている状況ではない中で、一気に上げるといことは難しいと思われまます。手間かもしれませんが、細かく米の価格の状況を見ながら対応していく方法がいいと思います。
	議長	協議第2号についてご質問、ご意見はございますか。また、事務局から提案がありましたらご意見をいただきたいと思ひます。次に移ります。
その他	議長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>失礼します。農地の賃貸借契約についてですが、今年度契約更新となる契約について昨年、11月の移動農地銀行で契約の更新を進めさせていただいております。中には事務局から、案内をしている方もありますが、お返事をいただけていない案件もあります。農業委員、推進委員の皆さんに各地域の契約更新ができていないリストを地域別にお渡ししております。ちょっと字が小さいですが、契約更新ができていない方にお声かけをお願いしたいと思います。</p> <p>続いて、本日配布資料の全国農業会議、鳥取県農業会議から能登半島地震の義援金についてです。会長からの挨拶もございましたが、能登半島地震におきます、義援金については日南町としても防災無線、ホームページ等でも取り組みを進めております。</p> <p>今回、鳥取県農業会議から各市町村の農業委員会会長宛てに義援金について連絡がありました。日南町農業委員会におきましても、県の義援金の内容に沿いながら進めていければと考えております。資料2枚目に義援金の募集ということで、全国農業会議が統一した義援金の募集の方針を出しており、実施については1月15日から3月29日まで一口1,000円という内容です。資料には個人による送金を基本とする内容となっておりますが、取りまとめて送金しても大丈夫ということです。事前に会長とも協議し、この義援金の対応につきまして、日南町の方針に基づきながら、義援金のお願いをできたらと考えております。この義援金については、積立金から引き去りをさせていただきたいと考えております。ご理解、ご協力をお願いします。</p> <p>次に、先月総会で地域計画のスケジュールや取り組みの方針について、ご説明させていただきました。来週から各地域を回って、地域計画の説明会を予定しております。今回委員の皆様はその説明をさせていただきたいと思ひます。資料は本日配布のクリアファイルの地域計画策定に関する説明会、カラーコピーの平面図を準備しております。この地図は中山間地域等直接支払制度による集落協定の対象農用地でございます。</p> <p>地域計画策定に関する説明会につきましては、ご案内しておりますとおり、各地域振興センターと役場の会議室を使用して説明会を予定しております。説明資料としては人・農地プランから地域計画へというA3横開きの資料と平成24年に人と農地の問題に関するアンケート調査を行っており</p>

ます。これは現在の地域計画の前身のアンケート調査の資料です。平成 24 年 7 月発行の「いなほ 65 号」でアンケート結果の取りまとめたものを資料として付けさせていただいております。また、地域計画のスケジュール、ここが皆様に一番お話をさせていただきたいところではございますが、地域計画の策定については、概ね前回説明した内容となります。それをさらにスケジュール管理したものが今回お渡しする内容です。

地域計画の策定については、まず策定の検討会が一つ、また、地域の話し合いによります地域活動、地域計画と目標値の策定という大きく 4 つの項目に分かれていると考えております。

特に皆様に対応していただくようなところにつきましては、地域活動におきます地域の話し合いです。2 月、3 月に予定しております、この話し合い活動に各地域に参加していただきたいと考えております。今回の説明会后に、各集落協定または実行組合の方から話し合いをするので来てくれないかというお話があった場合、都合がつく限り参加していただいて、目標値の策定にあたり、お話をさせていただきたいと思っております。

4 月から 5 月、9 月から 10 月については農繁期ということで、外しております。6 月から 8 月については、その話し合いを基にした計画や地図を実際に作っていただく期間として 3 ヶ月設けております。この場におきましても、地域や農事実行組合の方からお声かけがありましたら、ぜひご参加をお願いできればと思っております。

その後、3 ヶ月の取りまとめが終わりましたら、その地図について意見聴取をしていただきたいと考えておりますし、その中で出た意見について修正があれば調整して、修正していただき、最終的に令和 7 年 3 月に計画の公表、目標地図についても公表するという 1 年以上のスケジュールとなります。これはあくまで目安となります。本町におきましては集落協定の取り組みが既にごございますので、農地の維持管理については基本的にはベースがあると考えております。一部、農地水環境保全、多面的機能支払制度による対象農地が入っていないところもございまして、集落協定の対象農用地が全てというわけではありませんが、一つの目安として、集落協定の対象農用地をベースに地域計画の図面の修正、追加をして作成を進めていただきたいと考えております。

これらの資料を基にして、来週から各地域に回り、ご意見をいただき、必要な書類等がありましたら、農林課の支援もいただきながら、完成版とは言えないかもしれませんが、随時更新が必要であれば更新していくということで、地域計画策定を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長

局長から説明がありました、能登半島義援金の募集についてですが、再度確認します。一口 1,000 円積立金から義援金を行うということで同意していただけますか。

(同意する旨の返事あり)

では一人 1,000 円積立金から引き去りいたします。

		次回総会の予定について事務局お願いします。
主 事		次回総会は、令和6年2月9日（金）午後1時30分から開会ということでいかがでしょうか。
議 長		<p>次回総会は、令和6年2月9日（金）午後1時30分からということです。よろしいでしょうか。</p> <p>その他、皆さんからありますでしょうか。</p> <p>（3番 木山農業委員挙手）3番 木山農業委員。</p>
木山農 業委員		<p>事務局にお願いというか、問い合わせです。自分のところにも個人的な回答ということで質問が来ております。</p> <p>この総会場で承認をいただいておりますが、2条、3条、それぞれいろいろな問題点の中で承認をいただいた経緯がありますが、今までに地主からの申し出並びに当人同士の売買等について総会で採択された案件が、なかなか前に進んでいないという声が届いております。いつになったら許可が下りてくるのか。そういった問題を事務局としてどういった流れで、そういった手続きがきちんとなされているのかどうか。それをするために何が弊害で、今までそのままにしてあるのかということ、一つきちんとした形でのやり取り、そして、それを承認した後の、総会というものが、機能していないんじゃないかという気がしております。私のところに何度かそういった問い合わせがあっても、我々もどういった返事をしていいのかわからない状況もあります。1ヶ月、2ヶ月前の話ではなく、まだまだ前の案件もあるようですが、きちんと皆さんに伝わっているのかどうか、正していただきたいと思っております。</p>
高橋事 務局長		<p>木山委員からお話がありました案件につきまして、具体的には転用、売買の案件だと理解しております。委員会総会で審議いただいたものをご承認いただいた後の、県の許認可等の事務的な手続きが遅れており、できていないということについてのご意見だと思っております。</p> <p>案件につきましては、仰られる通り、滞っている案件があり、対象者の方からも問い合わせ等をいただいているところで事務局でも承知しております。そのあたりの回答について明確なお答えができていない、その先に進んでいないという状況でございます。誠に申し訳ございません。言い訳ということではいけませんので、あえて申しません。事務局の方でできていないことは、ご批判として受け止め、対象者の方には説明をして速やかに事務を進めていくようにしてまいりたいと思っております。委員の皆様におかれましても、情報提供が十分できていない、問い合わせがあってもどのように回答してよいかかわからないということもございまして。そのあたりも事務局として、ご連絡等ができていなかったということもしっかり反省したいと思っております。そういった案件がありましたら、情報共有しながら、どのようにすれば解決できるかということを考えながら進めてまいりたいと思っておりますので、お気づきのどうなっているかという案件がありましたら、お問い合わせいただければ、わかる範囲内でお答えし、どの</p>

		<p>ように進めていくべきかということもご回答したいと考えております。</p> <p>この度は、いろいろ遅れている案件がありますが、その案件はまず、速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。この場においてこのような回答になってしまい、答弁にはなっておりませんが、ご理解いただければと思います。以上です。</p>
	木山農業委員	<p>以前加藤委員がおられたときに、自分も今になって考えれば、そういったことを事務局に求めておるのに、そういったものの、フィードバックといいますか、我々のところに手続きがここまで進んだとか、できましたという報告が全くなされていないということを言われた事案もあったように思います。我々もただ、地主さんから申し出があったからこうだよっていうことではなくて、この総会で案件を出して決議しているのにそれがほったらかしである、全く手続きが進んでいないということは、その総会に対して非常に軽視しているんじゃないかというものにしか思えません。まず、速やかにそういった手続きをして、それができないのは何の理由があるのかということをお場で共有しておかないと回答できません。そういったことが二度と起きないようにしっかり対応していただきたいと思います。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。ただ今、木山農業委員より、事務局の手続きの遅延があるというご意見でございました。事務局も心して今後対応していただきたいと思います。</p>
閉会	議長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第10回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員